

令和元年度 米沢市空き家・空き地 利活用支援事業補助金

空き家・空き地の有効活用並びに本市内への移住定住の促進を図ることを目的として、空き家・空き地の利活用をされる方に対して、費用の一部を補助する制度です。

3種類の補助制度を準備しております！



①空き家購入支援事業 **最大90万円！**

空き家を購入して居住する方に対する補助金。
転入者、若者、子育て世帯は、優遇！

②家財片付け等支援事業 **最大20万円！**

空き家を利活用するために行う家財の片づけや清掃に対する補助金。

③隣接地取得支援事業 **最大100万円！**

隣接地を取得し、空き家を利活用または除却するものに対する補助金。

※予算には限りがあります。各補助事業の申込み方法等については、詳細をご確認ください。

(申込み・問合せ)

〒992-8501 米沢市金池五丁目2番25号
米沢市役所 都市整備課 空き家対策担当

TEL 0238(22)5111(内線 5204・5205) FAX 0238(24)4541

～ ①空き家購入支援事業 ～

補助金の概要

居住を目的に空き家を購入された方に対して、購入費用の一部を補助するもの。

対象要件

補助金の交付を受ける場合は、以下の全ての要件に該当する必要があります。

- ①購入する空き家が、概ね6か月以上使用実績のない米沢市内に所在する一戸建ての建築物であること。
- ②平成31年4月1日から補助金交付申請時までの間に空き家の売買契約を締結していること
又は令和2年3月15日までに空き家の売買契約を締結する見込みであること。
- ③令和2年3月31日までに当該空き家に入居し、住民基本台帳法第22条第1項の規定による転入又は同法第23条の規定による転居の届出を行うことができること。
- ④市税等の滞納がないこと。

補助金の額

市内の空き家の購入に要する費用 **最大90万円** (補助率 10/10)

区分		転入者		転入者以外	
		指定区域内	指定区域外	指定区域内	指定区域外
子育て世帯支援タイプ	若者世帯	90万円	80万円	70万円	60万円
	上記以外	70万円	60万円	50万円	40万円
一般タイプ	若者世帯	70万円	60万円	50万円	40万円
	上記以外	50万円	40万円	30万円	20万円

子育て世帯: 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を養育している世帯

若者世帯: 補助対象者又は配偶者が40歳未満の世帯

転入者: 次のいずれかに該当する者

ア 本市の区域外に1年以上居住していた者であって、本市に転入しようとするもの

イ 本市の区域外に1年以上居住していた者であって、平成30年4月1日以降本市に転入したもの

ウ 平成23年3月11日に岩手県、宮城県又は福島県の東日本大震災の被災地に居住していた者であって、平成30年3月31日までの間に本市に転入したもの

指定区域: 本市の都市計画において定めた用途地域(工業専用地域を除く)

申込み方法

以下の募集期間にお申込みください。(先着順ではありません。)

第1回目募集: 令和元年9月2日(月)～9月20日(金)

第2回目募集: 令和2年1月20日(月)～2月7日(金)

※補助金申請は、1人につき1回限りとし、対象となる空き家1戸につき1回限りとします。

※第1回目・第2回目ともに応募額が予定額を上回った場合は、加算額の大きい順(最大補助額の大きい順)に優先いたします。

～ ②家財片付け等支援事業 ～

補助金の概要

空き家を利活用するために行う家財等の片付け、清掃に対して、費用の一部を補助するもの。

対象要件

補助金の交付を受ける場合は、以下の全ての要件に該当する必要があります。

- ①空き家が「米沢市空き家・空き地バンク」に登録されていること、又は登録の申込みがなされており市長が認めたものであること。
- ②市税等の滞納がないこと。

補助金の額

空き家の家財等の片付け、清掃に要する費用 **最大20万円**（補助率 7/10）

申込み方法

平成31年4月1日より、随時受け付けしております。

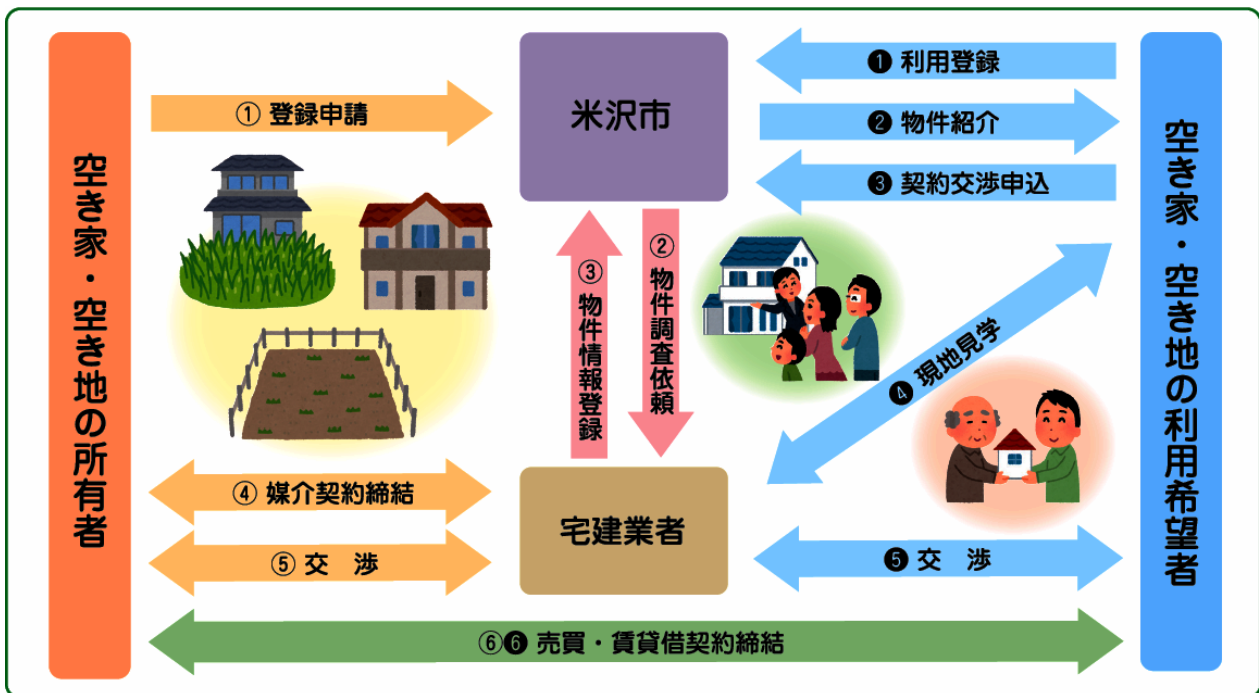
事前申請 となりますのでご注意ください。

※補助金申請は、1人につき1回限りとし、対象となる空き家1戸につき1回限りとします。

※申込みが予算額に達し次第、受付を終了させていただきます。

米沢市空き家・空き地バンクについて

制度概要：市内にある空き家・空き地の売却、賃貸を希望する方の申込みを受け、それらを求めている方に、市のホームページ等で情報提供を行い、取引につなげる制度。



申込みに必要な書類は、ホームページに掲載しているほか、都市整備課に備え付けてあります。詳しくは、お問い合わせください。

～ ③隣接地取得支援事業 ～

補助金の概要

隣接地を取得することで「200㎡未満の土地」、「無接道地」、「異形地」である状態を解消し、空き家を利活用または除却する方に対して、隣接地取得に要する費用の一部、建築物等の除却に要する費用の一部を補助するもの。

対象要件

補助金の交付を受ける場合は、以下の全ての要件に該当する必要があります。

- ①200㎡未満の土地、無接道地または異形の土地である隣接地を取得すること。または、補助対象者の自己所有地等(※)が200㎡未満の土地、無接道地または異形の土地である場合に隣接地を取得することでそれらを解消すること。
- ②市税等の滞納がないこと。
- ③建築物等(※)の除却を行う場合
 - (1)本市の区域内に本店を有する法人事業者との間に除却工事に係る工事請負契約を締結するものであること。
 - (2)建築物等に所有権以外の物権(賃借権を含む。)の設定がある場合において、権利者全員から除却について同意が得られていること。
 - (3)対象の区域が、都市計画法第29条に規定する許可を受けて開発行為を行う開発区域でないこと。

※自己所有地等:所有権等により一体として使用することができる土地

※建築物等:自己所有地等または隣接地の空き家または塀、樹木等の定着物

補助金の額

測量等費用(測量、境界明示、登記、仲介手数料)

最大50万円 (補助率 10/10)

建築物等の除却費用

最大50万円 (補助率 5/10)

合計 最大100万円

申込み方法

平成31年4月1日より、随時受け付けしております。

事前申請 となりますのでご注意ください。

※補助金申請は、1人につき1回限りとし、対象となる空き家1戸につき1回限りとします。

※申込みが予算額に達し次第、受付を終了させていただきます。